

船体防汚システム規則

船体防汚システム規則検査要領

船体防汚システム規則
船体防汚システム規則検査要領

2022年 第1回 一部改正
2022年 第1回 一部改正

2022年12月27日 規則 第85号/達 第61号

2022年7月27日 技術委員会 審議

2022年12月26日 国土交通大臣 認可

ClassNK
一般財団法人 日本海事協会

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

船体防汚システム規則

規則

2022年 第1回 一部改正

2022年12月27日 規則 第85号

2022年7月27日 技術委員会 審議

2022年12月26日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

2022年12月27日 規則 第85号
船体防汚システム規則の一部を改正する規則

「船体防汚システム規則」の一部を次のように改正する。

2章 検査

2.1 一般

2.1.6 を次のように改める。

2.1.6 経過特別措置

~~1. 2008年9月17日前に建造開始段階にあった船舶であつて、同日前に3.2に掲げる要件に適合している防汚システムが施工されているものにあつては、同日以降最初に防汚システムに変更若しくは更新が生じる日又は最初の船級登録上の定期的検査の時期のいずれか早い方の日までに、登録検査を受けなければならない。~~

~~2. 2008年9月17日前に建造開始段階にあった船舶であつて、同日前に3.2に掲げる要件に適合していない防汚システムが施工されているものにあつては、同日前に当該防汚システムを除去又は被覆した後に規則3.2に掲げる要件に適合する防汚システムを施工し、同日以降最初に防汚システムに変更若しくは更新が生じる日又は最初の船級登録上の定期的検査の時期のいずれか早い方の日までに、登録検査を受けなければならない。~~

2023年1月1日時点でシブトリンを含有しない、又は3.2に規定する要件(3.2.3-1を除く)に適合している防汚システムを施工している船舶にあつては、2024年12月31日までに、2.3.2-1.に規定される書類の提出によって確認を受けなければならない。

3章 防汚システム及び被覆

3.2 防汚システム

3.2.1 を次のように改める。

3.2.1 一般

船舶の防汚システムは、**3.2.2** 及び **3.2.3** の規定に従い、海洋環境へ悪影響を及ぼすと考えられる物質が制限されたものでなければならない。

3.2.3 として次の1条を加える。

3.2.3 シブトリン

- 1. シブトリンを含有する防汚システムを施工又は再施工してはならない。
- 2. 既に施工されている防汚システムにあっては、本会が別に定めるシブトリンの含有率を超えるものを使用したものであってはならない。

3.3 被覆

3.3.1 を次のように改める。

3.3.1 一般*

~~3.2 に規定する要件に適合しない防汚システムを施工している船舶であって、当該防汚システムを除去できない場合にあつては、本会が適当と認めるシーラーコートにより当該防汚システムを被覆しなければならない。~~2023年1月1日時点でシブトリンを含有する防汚システムが施工されている、3.2 に規定する要件（3.2.3-1.を除く）に適合しない船舶にあつては、同日以降最初に予定される防汚システムの変更が行われる日、又は前回の防汚システムの施行又は変更並びに更新を行った日から起算して五年を経過する日のいずれか早い日に当該防汚システムを除去又は本会が適当と認めるシーラーコートにより被覆しなければならない。ただし、次の(1)及び(2)の船舶等を除く。

- (1) 2023年1月1日前に建造開始段階にあり、同日以降にドライドックに入っていない、P編に定義される海洋構造物等及びPS編に定義されるFPSO, FPO並びにFSO等
- (2) 国際航海に従事しない船舶

附 則

1. この規則は、2023年1月1日から施行する。

船体防汚システム規則検査要領

要
領

2022年 第1回 一部改正

2022年12月27日 達 第61号

2022年7月27日 技術委員会 審議

2022年12月27日 達 第61号
船体防汚システム規則検査要領の一部を改正する達

「船体防汚システム規則検査要領」の一部を次のように改正する。

2章 検査

2.3 製造後登録検査

2.3.1 一般

-2.(2)を次のように改める。

- 2. **規則 2.3.1** の適用上、サンプリング検査については以下の要領によること。
- (1) 試料採取箇所については、本会検査員の指示によること。船舶の塗膜全般を確認する必要がある場合については、原則として、船首部、中央部及び船尾部の船底部及び舷側部（両舷）の9箇所とする。
 - (2) 試料採取及びその分析については、決議 ~~MEPC.104(49)~~ MEPC.104(49)356(78)の附属書を参照し、本会が適当と認めるメーカー又は公的機関によって行われること。
 - (3) 分析結果についての判定基準は、**規則 3.2** の規定によること。

3章 防汚システム及び被覆

3.2 防汚システム

3.2.3 として次の1条を加える。

3.2.3 シブトリン

規則 3.2.3 にいう「本会が別に定めるシブトリンの含有率を超える」とは、対象とする防汚システムのサンプルが船体から直接採取された塗膜の場合にあつては、乾燥塗膜 1 kg 中のシブトリンの含有量が 1,000 mg を超えることをいう。防汚システムのサンプルが防汚システムに用いられた液体塗料製品を別途サンプルとする場合にあつては、乾燥塗膜 1 kg 中のシブトリンの含有量が 200 mg を超えることをいう。

3.3 被覆

3.3.1 一般

-1.を次のように改める。

-1. 規則 3.3.1 にいう「本会が適当と認めるシーラーコート」については、~~有機スズ化合物及び~~シブトリンの溶出を防止する被覆材として塗料メーカーが推奨する塗料とする。

附 則

1. この達は、2023年1月1日から施行する。